

在宅医療・介護連携支援センターに対する疑義に関してのご回答

在宅医療・介護連携支援センターは介護保険における地域支援事業の一つである在宅医療・介護連携の支援窓口として H29 年 4 月より小郡三井医師会が運営を開始したものです。この度、当該事業に関しまして一部の先生方より、その公正性に対する疑義が出されましたので設立の経緯と医師会の考え方についてご説明いたします。

在宅医療・介護連携の支援窓口の設置・運営について市からの相談を受けた時点で、事業の将来像や継続可能性が不透明であることから医師会および行政が将来的に負うリスクが懸念されたため、在宅医療・介護連携支援センターとして本格的に業務を始動するにあたり、まずは業務上、経済上の問題点を明確にする必要がありました。そのような事情を小郡三井ケアシステム研究会々長の丸山泉先生にご相談いたしましたところ、H30 年度を事業の本格始動の年とし H29 年度は試運転期間と考え、この一年間の実績を検討することであるべき事業形態やリスクを評価する、その一年間の検討期間においては丸山病院に人的支援を中心に運営にご協力頂くということになりました。

業務の性格上、公平性の担保は必須で、これは厚生労働省の事業指針にも明示されているところであります。丸山会長もその点は十分にご承知の上、更に徹底するために連携センター職員の田中悠紀さんには丸山病院を辞職しセンター専属となって頂きました。また職員の給与、センターの賃貸料はすべて医師会からお支払いしております。加えてセンター業務を監査・監督頂くために医師会管内で介護事業を展開しておられる病院の関係者、行政関係者等を構成員として連携支援センター設立協議会を設置し、第一回の話し合いにおいてセンター開設までの一連の経緯について確認、承諾を頂きました。

この度の開設にあたりご説明が不十分であったために多くの皆様にご迷惑をおかけする事態となってしまう大変心苦しく感じております。

医師会といたしましては 30 年 4 月の本格始動時には事業に対し皆様の十分なお理解が頂けるようにすることは勿論のこと、できるだけ早期に多くの方が納得できる形に移行するよう努力して参ります。同時に、少しでも多くのご意見が届くように、今後の設立協議会のあり方についても再度検討して参る所存です。

小郡三井医師会長	白石恒明
介護保険担当理事	古川哲也